

宮城県警察における電子署名に関する訓令

平成30年1月26日
宮城県警察本部訓令第3号

宮城県警察における電子署名に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察における電子署名に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、宮城県警察における電子署名の実施及びICカード等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (3) 公開鍵 公開鍵暗号方式で使用する公開される方の電子的な鍵をいう。
- (4) 公開鍵証明書 公開鍵に対応付けられた証明書をいう。
- (5) 秘密鍵 公開鍵暗号方式で使用する公開鍵に対応する電子的な鍵をいう。
- (6) ICカード等 認証局（公開鍵とその所有者を証明する機関で公開鍵証明書を発行するものをいう。）が発行する公開鍵証明書及び公開鍵証明書に対応する秘密鍵並びに公開鍵証明書及び秘密鍵を格納した格納媒体をいう。
- (7) PIN ICカード等の秘密鍵を利用する際に必要なパスワードをいう。
- (8) 宮城県登録分局 総合行政ネットワーク運営主体（以下「LGWAN運営主体」という。）からの委任を受けて、証明書の利用者からの証明書の発行、更新、失効等の申請受付、審査及びLGWAN運営主体に対する申請事務等を行う地方公共団体組織認証基盤（以下「LGPKI」という。）に置かれる機関をいう。
- (9) 登録分局責任者 LGPKIにおける宮城県登録分局の責任者をいう。

(証明書申請権者)

第3条 各所属に証明書申請権者を置き、所属長をもって充てる。

2 証明書申請権者は、登録分局責任者に対する証明書の発行、更新及び失効の申請並びに当該申請に伴うICカード等の受領及び返納に関する事務を行う。

(証明書管理者)

第4条 ICカード等が発行されている所属に証明書管理者を置き、警察本部及び仙台市警察部に置かれた課等にあつては管理官、次長、副隊長又は副所長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

2 証明書管理者は、ICカード等を慎重に取り扱うとともに、破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように適切な措置を講じて、厳重に保管及び管理しなければ

ならない。

3 証明書管理者は、ICカード等及びPINの通知書を施錠設備のある金庫等に保管するほか、これらを同一の場所に保管してはならない。

4 証明書管理者は、ICカード等が適正に使用されるように、次条のICカード等行使者を監督しなければならない。

(ICカード等行使者)

第5条 ICカード等行使者は、所属長が指名する者をもって充てる。

2 ICカード等行使者は、証明書管理者の指揮監督を受け電子署名に関する事務に従事するものとする。

(証明書の発行申請)

第6条 証明書申請権者は、証明書の発行の申請をする場合は、地方公共団体組織認証基盤における宮城県登録分局ICカード等取扱要領(以下「県要領」という。)に基づき証明書の発行に係る申請書を作成し、登録分局責任者に申請するものとする。

(証明書の更新申請)

第7条 証明書申請権者は、証明書の有効期限が満了する場合は、証明書の更新の申請を行うことができることとし、県要領に基づき証明書の更新に係る申請書を作成の上、登録分局責任者に申請するものとする。

2 前項の規定による更新申請は、有効期限が満了する日の6か月前から行うことができる。

3 証明書申請権者は、第1項の規定により更新申請を行った場合は、更新後の証明書が発行され次第更新前のICカード等を速やかに登録分局責任者に返却しなければならない。

(証明書の失効申請)

第8条 証明書申請権者は、組織機構改編等により証明書の失効を行おうとする場合は、県要領に基づき証明書の失効に係る申請書を作成し、登録分局責任者に申請するとともに、速やかにICカード等を返却しなければならない。

2 証明書申請権者は、第10条第1項第2号から第7号までに掲げる事項に該当する場合は、証明書の失効の申請を行わなければならない。

(申請書の提出先)

第9条 前3条の申請書の提出先は、宮城県震災復興・企画部情報政策課とする。

(証明書の事故に関する報告)

第10条 証明書管理者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、証明書申請権者に速やかに報告しなければならない。

- (1) ICカード等の物理的又は電磁気的な破損による使用不能
- (2) PINの忘失によるICカード等の使用不能
- (3) ICカード等の盗難又は紛失
- (4) 災害等によるICカード等の所在不明

- (5) P I Nの漏えい
- (6) I Cカード等の不正使用
- (7) 前各号に掲げるほか、I Cカード等の危たい化の疑いが生じた場合

2 証明書申請権者は、前項の報告があった場合は、県要領に基づき I Cカード等の事故に係る報告書を作成し、登録分局責任者に速やかに報告するとともに、前項第 1 号若しくは第 2 号又は第 5 号から第 7 号までの事項に該当する場合は、I Cカード等を返却しなければならない。

(I Cカード等の保管場所の変更等)

第 1 1 条 証明書申請権者は、I Cカード等の保管場所の変更又は証明書管理者の異動があった場合は、県要領に基づき I Cカード等の管理保管状況に係る報告書を作成し、速やかに登録分局責任者に提出しなければならない。

(雑則)

第 1 2 条 この訓令に定めるもののほか、証明書の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 3 0 年 2 月 5 日から施行する。